

第 4 6 号議案

亀岡市消防団条例の一部を改正する 条例の制定について

亀岡市消防団条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 4 9 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市消防団条例の一部を改正する条例

亀岡市消防団条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「（任命）」に改め、同条中「委嘱又は」を削り、同条第 1 号中「本市に居住する」を「本市に居住し、又は勤務する」に改める。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（分限）

第 8 条の 2 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

第 9 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第16条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（報酬）」を付し、同条第2項ただし書を削り、同項第1号中「12月21日」を「12月」に改め、同項第2号中「の各21日」を削り、同項第3号中「出勤回数」を「毎年度、出勤回数」に、「3月末日」を「当該年度分を翌年度5月」に改め、同項第4号中「の各21日」を削り、同条に次の2項を加える。

3 前項第1号から第3号までの報酬は、亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）第2条の規定の例により支払うものとする。

4 前各項の規定にかかわらず、勤務期間内において勤務実績のない者には、第2項第1号及び第2号の報酬は支給しない。

第17条に見出しとして「（費用弁償）」を付する。

第19条に見出しとして「（公務災害補償）」を付する。

別表(1)の項中「35,200円」を「35,800円」に、「28,600円」を「31,400円」に、「25,400円」を「29,100円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

亀岡市消防団条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 消防団員の処遇を改善し団員を確保するため、部長、班長及び団員の報酬を次のように改めること。

改正前	部長	年額	35,200円
	班長	年額	28,600円
	団員	年額	25,400円
改正後	部長	年額	35,800円
	班長	年額	31,400円
	団員	年額	29,100円

- 2 消防団員の入団を促進するため、任命条件の対象を広げること。
- 3 消防団の運営を健全なものとするため、団員の分限処分についての規定を設けること。
- 4 その他所要の規定整備を図ること。
- 5 この条例は、令和7年4月1日から施行すること。